

# 説明資料（管理番号334～337）

住所変更等に伴う手帳等の記載事項変更の届出の廃止等

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

重点3：住所変更等に伴う手帳等の記載  
事項変更の届出の廃止等(厚生労働省)

# 地方公共団体からの提案事項及び回答について（管理番号334）

## 提案事項

身体障害者手帳の交付を受けた者が、氏名又は居住地の変更を行った際に、町村長等に対し、住民基本台帳法に基づく氏名又は居住地変更の届出を行った場合には、当該手帳の記載事項変更の届出を不要とすること。

併せて、町村長等から都道府県知事への当該変更届出の進達事務については、住基情報に基づき作成した名簿や電磁的記録による報告をもって行うよう運用を明確化すること。

## 第一次回答

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「施行令」という。）第9条第2項により、身体障害者手帳の交付を受けた者は、氏名を変更したとき、または同一の都道府県の区域内において居住地を移したときは、当該居住地を管轄する福祉事務所の長等を経由し、また、同条第4項により、他の都道府県の区域に居住地を移したときは、新居住地を管轄する福祉事務所の長等を経由して、都道府県知事にその旨を届け出なければならないと定められています。

今回の提案が、介護保険法で規定する被保険者の届出等と同様に、「住民基本台帳法の規定による届出があったときに同一の事由に基づく届出があったものとみなす」こととするという要望であるとすれば、介護保険法における届出等と異なり、施行令に基づく届出先が都道府県知事であることを踏まえ、今後、関係省庁とも調整の上、検討を行いたいと考えております。

また、障害者支援施設に入所したとき等は、施行令に基づく居住地変更の届出義務がないことから、その居住地が住民基本台帳法に基づいて届け出たものとは異なる可能性があるため、それも含めて検討を行いたいと考えております。

なお、ご承知のとおり、施行令に基づく届出の際には、身体障害者手帳を添えて届け出ることとされており、同条第5項により、その届出があったときは、その福祉事務所の長等は、身体障害者手帳にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならないと定められていますので、こちらの事務は引き続き対応が必要となります。

# 身体障害者手帳制度の概要

## 1. 概要

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある者に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付する手帳（身体障害者福祉法15条）

## 2. 交付対象者

身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があるもの

別表に定める障害の種類（いずれも、一定以上で継続することが要件とされている。）

- ・視覚障害 ・聴覚又は平衡機能障害 ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 ・肢体不自由
- ・心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害 ・ぼうこう又は直腸の機能の障害 ・小腸の機能の障害
- ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害 ・肝臓の機能の障害

※法別表に該当するかどうかの詳細については、身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」において、障害の種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められている。

## 3. 交付申請手続き

市又は福祉事務所を設置する町村の区域内に居住地（居住地を有しないときは、現在地）を有する者にあつては当該居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内に居住地を有する者にあつては当該町村長を経由して行う。

## 4. 交付者数

4,674,999人（令和6年度福祉行政報告例）※令和6年度末現在

## 関係法令の規定

### ○身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）

第15条 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。ただし、本人が十五歳に満たないときは、その保護者（親権を行う者及び後見人をいう。ただし、児童福祉法第二十七条第一項第三号又は第二十七条の二の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ。）が代わつて申請するものとする。

### ○身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）

第9条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に居住地を有する身体障害者に係る身体障害者手帳交付台帳を備え、厚生労働省令の定めるところにより、身体障害者手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

2 身体障害者手帳の交付を受けた者は、氏名を変更したとき、又は同一の都道府県の区域内において居住地を移したとき（次の各号に掲げるときを除く。）は、三十日以内に、身体障害者手帳を添えて、その居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは当該町村長を経由して、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

45 法第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の主務省令で定める施設又は同条第十一項に規定する障害者支援施設に入所したとき。

二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設、同条第三項に規定する更生施設又は同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適当な施設に入所したとき。

三 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十一項に規定する特定施設に入居し、又は同条第二十五項に規定する介護保険施設に入所したとき。

四 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十一条第一項第一号の規定により入所措置が採られて同法第二十条の四に規定する養護老人ホームに入所したとき。

3 前項の規定による届出があつたときは、その福祉事務所の長又は町村長は、その身体障害者手帳にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。

4 身体障害者手帳の交付を受けた者は、他の都道府県の区域に居住地を移したとき（第二項各号に掲げるときを除く。）は、三十日以内に、身体障害者手帳を添えて、新居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該新居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは当該町村長を経由して、新居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があつたときは、その福祉事務所の長又は町村長は、その身体障害者手帳にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の届出を受理したときは、旧居住地の都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

7 （略）

## 関係法令の規定

### ○身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生労働省令第67号）

第5条 身体障害者手帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 身体障害者の氏名、現住所及び生年月日
  - 二 障害名及び障害の級別
  - 三 削除
  - 四 身体障害者が15歳未満の児童であるときは、その保護者の氏名、続柄及び現住所
- 2 身体障害者手帳には、当該身体障害者手帳の交付を受けた者の写真を表示するものとする。
  - 3 第1項の障害の級別は、別表5号のとおりとする。（別表省略）

# 地方公共団体からの提案事項及び回答について（管理番号335）

## 提案事項

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が、氏名又は居住地の変更を行った際に、市町村長に対し、住民基本台帳法に基づく氏名又は居住地変更の届出を行った場合には、当該手帳の記載事項変更の届出を不要とすること。併せて、市町村長から都道府県知事への当該変更届出の進達事務については、住基情報に基づき作成した名簿や電磁的記録による報告をもって行うよう運用を明確化すること。

## 第一次回答

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「施行令」という。）第7条第2項により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、氏名を変更したとき、又は同一の都道府県の区域内において居住地を移したときは、その居住地を管轄する市町村長を経由し、また、同条第4項により、他の都道府県の区域に居住地を移したときは、新居住地を管轄する市町村長を経由して、都道府県知事にその旨を届け出なければならないと定められている。

今回の提案が、介護保険法で規定する被保険者の届出等と同様に、「住民基本台帳法の規定による届出があったときに同一の事由に基づく届出があったものとみなす」こととするという要望であるとすれば、介護保険法における届出等と異なり、施行令に基づく届出先が都道府県知事であることを踏まえ、今後、関係省庁とも調整の上、検討を行いたいと考えております。

なお、ご承知のとおり、施行令に基づく届出の際には、精神障害者保健福祉手帳を添えて届け出ることとされており、同条第3項によりその届出があったときは、その市町村長は、精神障害者保健福祉手帳にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならないと定められております。また、同条第5項により、その届出があったときは、都道府県知事は旧居住地の都道府県知事にその旨を通知するとともに、新居住地を管轄する市町村長を経由して旧居住地の都道府県知事が交付した精神障害者保健福祉手帳と引換えに、新たな精神障害者保健福祉手帳をその者に交付しなければならないと定められていますので、こちらの事務は引き続き対応が必要となります。

# 精神障害者保健福祉手帳制度の概要

## 1. 概要

一定の精神障害の状態にあると認められた者に対して、都道府県知事や指定都市市長が交付する手帳（精神保健福祉法第45条）

## 2. 交付対象者

次の精神障害の状態にあると認められた者に交付する。

精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断し、次の3等級とする。

1級：精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

2級：精神障害であって、日常生活が著しく制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

3級：精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

## 3. 交付申請手続き

その居住地（居住地を有しないときは、その現在地とする。以下同じ。）の市区町村を經由して、都道府県知事（指定都市市長の場合は直接）に申請する。

手帳の有効期限は交付日から2年が経過する日の属する月の末日となっており、2年ごとに、障害等級に定める精神障害の状態にあることについて、都道府県知事又は指定都市市長の認定を受けなければならない。

## 4. 交付者数

1,547,433人（1級：139,406人、2級：897,292人、3級：510,735人）※令和6年度末現在

## 関係法令の規定

### ○精神精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）

第45条 精神障害者（知的障害者を除く。以下この章及び次章において同じ。）は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その所在地）の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。

### ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）

第7条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に居住地を有する精神障害者に係る精神障害者保健福祉手帳交付台帳を備え、厚生労働省令で定めるところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、氏名を変更したとき、又は同一の都道府県の区域内において居住地を移したときは、三十日以内に、精神障害者保健福祉手帳を添えて、その居住地を管轄する市町村長を経由して、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

3 前項の規定による届出があつたときは、その市町村長は、その精神障害者保健福祉手帳にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。

4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、他の都道府県の区域に居住地を移したときは、三十日以内に、新居住地を管轄する市町村長を経由して、新居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

5 都道府県知事は、前項の届出を受理したときは、旧居住地の都道府県知事にその旨を通知するとともに、新居住地を管轄する市町村長を経由して、旧居住地の都道府県知事が交付した精神障害者保健福祉手帳と引換えに、新たな精神障害者保健福祉手帳をその者に交付しなければならない。

6 （略）

### ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生労働省令第31号）

第25条 精神障害者保健福祉手帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 精神障害者の氏名、現住所及び生年月日
- 二 精神障害者保健福祉手帳の交付番号、交付年月日及び有効期限

2 精神障害者保健福祉手帳には、やむを得ない理由がある場合を除き、当該精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の写真を表示するものとする。

第26条 令第七条第一項の規定により精神障害者保健福祉手帳交付台帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 精神障害者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- 二 障害等級
- 三 精神障害者保健福祉手帳の交付番号、交付年月日及び有効期限
- 四 精神障害者保健福祉手帳の再交付をしたときは、その年月日及び理由

# 地方公共団体からの提案事項及び回答について（管理番号336）

## 提案事項

自立支援医療の支給認定を受けた障害者又は障害児の保護者が、氏名又は居住地の変更を行った際に、市町村に対し、住民基本台帳法に基づく氏名又は居住地変更の届出を行った場合には、自立支援医療受給者証の記載事項変更の届出を不要とすること。

併せて、精神通院医療において、市町村から都道府県への当該変更届出の進達事務については、住基情報に基づき作成した名簿や電磁的記録による報告をもって行うよう運用を明確化すること。

## 第一次回答

50 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）第47条により、自立支援医療の支給認定を受けた者等は、氏名や居住地等を変更したときは、市町村等にその旨を届け出なければならない（精神通院医療に係る届出については、障害者等の居住地の市町村（障害者等の居住地が明らかでない場合はその障害者等の現在地の市町村）を經由して都道府県に行く）と定められている。

今回の提案が、介護保険法で規定する被保険者の届出等と同様に、「住民基本台帳法の規定による届出があったときに同一の事由に基づく届出があったものとみなす」こととするという要望であるとすれば、精神通院医療においては、介護保険法における届出等と異なり、施行規則に基づく届出先が都道府県となることから、今後、関係省庁とも調整の上、検討を行いたいと考えております。

なお、ご承知のとおり、施行規則に基づく届出の際には、医療受給者証を添えて届け出ることとされており、また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第56条第4項によりその届出があったときは、その市町村等は、医療受給者証にその旨を記載するとともに、返還することと定められていますので、こちらの事務は引き続き対応が必要となります。

# 自立支援医療制度の概要

【管理番号336】

## 根拠法及び概要

根 拠 法 : 障害者総合支援法

概 要 : 障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な心身の障害の状態を軽減するための医療(保険診療に限る。)について、当該医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度

※ 所得に応じ1月あたりの自己負担上限額を設定(月額総医療費の1割がこれに満たない場合は1割)

※ 保険優先のため、通常、医療保険の自己負担分(3割)と上記の自己負担上限額の差額分を自立支援医療費により支給

実施主体 : 【更生医療・育成医療】市町村 【精神通院医療】都道府県・指定都市

負担割合 : 【更生医療・育成医療】国 1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4 【精神通院医療】国1/2, 都道府県・指定都市1/2

支給決定件数 : 【更生医療】294,191件 【育成医療】10,884件 【精神通院医療】2,666,159件 ※令和6年度

## 対象者

51  
更生医療 : 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害の状態を軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳以上)

育成医療 : 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児のうち、障害に係る医療を行わないときは将来において身体障害者福祉法別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められ、手術等により確実な治療の効果が期待できる者(18歳未満)

精神通院医療 : 精神保健福祉法第5条に規定する精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者

## 対象となる医療の例

(更生医療・育成医療)

肢体不自由 … 関節拘縮 → 人工関節置換術

視覚障害 … 白内障 → 水晶体摘出術

聴覚障害 … 高度難聴 → 人工内耳埋込術

内臓障害 … 心臓機能障害 → ペースメーカー埋込手術

腎臓機能障害 → 腎移植、人工透析 肝臓機能障害 → 肝移植

<先天性内臓障害> 鎖肛 → 人工肛門の造設 ※ 育成医療のみ

(精神通院医療)

精神科専門療法

訪問看護

# 自立支援医療の患者負担の基本的な枠組み

【管理番号336】

- ① 患者の負担が過大なものにならないよう、所得に応じて1月当たりの負担上限額を設定。(月額総医療費の1割がこれに満たない場合は1割)
- ② 費用が高額な治療を長期にわたり継続しなければならない(重度かつ継続)者、育成医療の中間所得層については、更に軽減措置を実施。

## 【自己負担上限月額】

所得区分(医療保険の世帯単位)		更生医療・ 精神通院医療	育成医療	重度かつ継続
一定所得以上	市町村民税所得割 235,000円以上(年収約833万円以上)	対象外	対象外	20,000円
中間所得2	市町村民税所得割 33,000円以上235,000円未満(年収:約400~833万円未満)	総医療費の1割 又は高額療養費 (医療保険)の 自己負担限度額	10,000円	10,000円
中間所得1	市町村民税所得割 33,000円未満(年収約290~400万円未満)		5,000円	5,000円
低所得2	市町村民税非課税(低所得1を除く)	5,000円		
低所得1	市町村民税非課税(本人又は障害児の保護者の年収82.65万円以下)	2,500円		
生活保護	生活保護世帯	0円		

\* 年収については、夫婦+障害者である子の3人世帯の粗い試算

## 【月額医療費の負担イメージ】 \* 医療保険加入者(生活保護世帯を除く)

医療保険(7割)	自立支援医療費 (月額医療費 - 医療保険 - 患者負担)	患者負担 (1割又は負担上限額)
----------	----------------------------------	---------------------

### 「重度かつ継続」の範囲

- 疾病、症状等から対象となる者
  - [更生・育成] 腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)・肝臓の機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)の者
  - [精神通院] ① 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)の者
  - ② 精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者
- 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
  - [更生・育成・精神通院] 医療保険の多数回該当の者

### 負担上限月額の経過的特例措置 ※上記の太枠部分

育成医療の中間所得1・2及び「重度かつ継続」の一定所得以上の負担上限月額については、令和9年3月31日までの経過的特例措置

## 関係法令の規定

### ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

（支給認定の変更）

第56条 支給認定障害者等は、現に受けている支給認定に係る第54条第2項の規定により定められた指定自立支援医療機関その他の主務省令で定める事項について変更の必要があるときは、主務省令で定めるところにより、市町村等に対し、支給認定の変更の申請をすることができる。

2 市町村等は、前項の申請又は職権により、支給認定障害者等につき、同項の主務省令で定める事項について変更の必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村等は、当該支給認定障害者等に対し医療受給者証の提出を求めるものとする。

3 第19条第2項の規定は市町村等が行う前項の支給認定の変更の認定について、同条第3項から第5項までの規定は市町村等が行う前項の支給認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 市町村等は、第2項の支給認定の変更の認定を行った場合には、医療受給者証に当該認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

### ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）

（申請内容の変更の届出）

第31条 支給認定障害者等（法第54条第3項に規定する支給認定障害者等をいう。以下同じ。）は、支給認定の有効期間（法第55条に規定する支給認定の有効期間をいう。次条において同じ。）内において、当該支給認定障害者等の氏名その他の内閣府令・厚生労働省令で定める事項を変更したときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該支給認定障害者等に対し支給認定を行った市町村等（法第8条第1項に規定する市町村等をいう。以下同じ。）に当該事項を届け出なければならない。

2 精神通院医療に係る前項の届出は、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、市町村を経由して行うことができる。

### ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）

（申請内容の変更の届出）

第47条 令第32条第1項の規定に基づき届出をしようとする支給認定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に医療受給者証を添えて市町村等に提出しなければならない。

- 一 当該支給認定に係る障害者等の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先
- 二 当該支給認定に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の保護者の氏名、居住地、個人番号、連絡先及び当該障害児との続柄
- 三 現に当該支給認定障害者等が受けている支給認定に係る自立支援医療の種類
- 四 前条に規定する事項のうち、変更した事項とその変更内容
- 五 その他必要な事項

2 前項の届出書には、同項第4号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村等は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

3 精神通院医療に係る第1項の届出については、第35条第3項の規定を準用する。

## 地方公共団体からの提案事項及び回答について（管理番号337）

### 提案事項

障害児福祉手当及び特別障害者手当の受給者が氏名や住所の変更を行った際に、市町村に対し、住民基本台帳法に基づく氏名又は居住地変更の届出を行った場合には、個人番号並びに変更前及び変更後の氏名又は住所を記載した届書の提出を不要とすること。

### 第一次回答

障害児福祉手当及び特別障害者手当の氏名及び住所変更の手続について、職権で対応する場合の課題や問題の有無などについて、各自治体の見解などを調査し、その結果を踏まえて検討してまいりたい。

# 障害児福祉手当の概要

## 1 目的

- 重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより 重度障害児の福祉の向上を図る。

## 2 概要

### <対象者>

- 障害基礎年金の1級の基準に相当する障害より一定程度重度の障害を有する児童

### <支給要件>

- 本人（20歳未満）に支給

### 54 給付月額（令和8年度）>

- 16,560円

### <所得制限（例示：年収）>

- 1. 受給者：受給者の扶養親族0人の場合 5,252千円
- 2. 扶養義務者：扶養義務者の扶養親族2人（例えば配偶者及び子）の場合 8,799千円

### <支払月（定時払い）>

- 2月、5月、8月、11月（年4回）※この他に、必要に応じて随時払いがある。

## 3 認定事務等

【認定事務】都道府県、市及び福祉事務所設置町村

【負担率】国3/4、都道府県、市及び福祉事務所設置町村1/4

【受給者数（令和6年度末）】63,958人

【予算額（令和8年度）】96.3億円

# 特別障害者手当の概要

## 1 目的

- 特別障害者に対して、所得保障の一環として重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給 することにより特別障害者の福祉の向上を図る。

## 2 概要

### <対象者>

- 障害基礎年金1級の基準に相当する障害が重複している状態と同程度又はそれ以上の障害を有する者

### <支給要件>

- 本人（20歳以上）に支給

### <給付月額（令和8年度）>

- 30,450円

### <所得制限（例示：年収）>

- 1. 受給者：受給者の扶養親族0人の場合 5,252千円
- 2. 扶養義務者：扶養義務者の扶養親族2人（例えば配偶者及び子）の場合 8,799千円

### <支払月（定時払い）>

- 2月、5月、8月、11月（年4回）※この他に、必要に応じて随時払いがある。

## 3 認定事務等

【認定事務】都道府県、市及び福祉事務所設置町村

【負担率】国3/4、都道府県、市及び福祉事務所設置町村1/4

【受給者数（令和6年度末）】136,272人

【予算額（令和8年度）】382.3億円

## 関係法令の規定

### ○障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）

第7条 受給者は、氏名を変更したときは、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）並びに変更前及び変更後の氏名を記載した届書に戸籍の抄本を添えて、十四日以内に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。

第8条 受給者は、住所を変更したときは、十四日以内に、個人番号並びに変更前及び変更後の住所を記載した届書を手当の支給機関に提出しなければならない。

# 認定特定行為業務従事者認定証の廃止及びデジタル資格証への移行 ＜令和8年地方分権提案管理番号109＞

【地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会】

令和8年7月3日

厚生労働省 社会・援護局

# 認定特定行為業務従事者認定証の廃止及びデジタル資格証への移行

＜令和8年地方分権提案管理番号109＞

（提案団体）青森県、北海道東北地方知事会（追加共同提案団体）大阪府、兵庫県  
（制度の所管・関係府省庁）デジタル庁、厚生労働省

## 提案内容

（求める措置の具体的内容）

社会福祉士及び介護福祉士法附則に規定する認定特定行為業務従事者認定について、国家資格等情報連携・活用システムによる申請手続等を可能とするとともに、紙媒体による認定特定行為業務従事者認定証を廃止し、喀痰吸引等研修を修了していることを電子的に証明するデジタル資格者証に移行することを求める。

具体的には、デジタル庁が整備する「国家資格等情報連携・活用システム」及びマイナポータルを活用し、認定特定行為業務従事者がマイナポータル上でデジタル資格者証を取得・提示できる仕組みへ移行する。

（具体的な支障事例）

認定証は都道府県知事が紙媒体で発行しており、個々の認定申請を審査・交付する業務が生じている。認定された特定行為の種別（複数可）を紙の認定証に記載する仕様であるため、行為の種別が追加されるたびに書換え交付の手続が必要となり、その都度、申請受付・審査・発行・郵送等の事務が繰り返し発生する。当県においては、認定証の交付において年間約60時間の事務負担が発生しており、国家資格等情報連携・活用システムの利用やデジタル資格者証の活用により、事務負担の軽減が期待できる。

また、利用者の状態変化等に応じて介護職員が対応できる特定行為の種別を追加しようとする場合、改めて研修を受講し、修了後に書換え交付の申請を行う必要がある。申請から新たな認定証が手元に届くまでの間、当該行為を実施できない状態となるリスクがある。

介護事業所・障害福祉サービス事業所等においては、認定特定行為業務従事者を雇用・配置する際、認定証の有効性（認定の有無・対応可能な行為の種別）の確認は目視のみに依拠している。認定証の偽造・記載内容の改ざんが可能な状態であり、確認の正確性・信頼性に課題がある。また、紙の認定証のコピー管理の負担が大きい。

デジタル庁は国家資格等のデジタル化を推進しており、令和8年度以降、介護・福祉分野の各資格についても順次デジタル化の対象とされている。しかしながら、認定特定行為業務従事者認定証は国家資格等情報連携・活用システムの活用が決まっておらず、また、法令上「紙の認定証の交付」を前提とした仕組みとなっており、法令の手当てなしにデジタル化を進めることはできない。提案募集を通じて根拠法令等の改正を実現することが不可欠である。

（制度改正による効果）

認定証の発行・書換えに係る都道府県の事務が大幅に軽減される。

従事者が都道府県に対し認定証交付申請や書き換え交付申請を行う手間が削減される。

事業所等がデジタル資格者証の二次元コードの読み取りにより、認定の有無・対応可能な行為種別をリアルタイムかつ正確に確認でき、真正性・改ざん防止が確保される。

国家資格等のデジタル化という国の政策方針との整合性が確保される。

## 1 次回答

認定特定行為業務従事者認定に係る申請については、申請書や認定証について、厚労省から参考様式を示しているものの、実際の様式については都道府県で異なる可能性もある。

また、既にオンライン化している都道府県や当該事務について委託している都道府県もあると認識している。一律に国家資格等情報連携・活用システムによる申請とした場合、都道府県によっては事務負担が増加する可能性があるため、まずは、各都道府県の実態を把握しつつ、国家資格等情報連携・活用システムの活用が可能かどうか検討してまいりたい。

なお、デジタル資格者証を利用するには、マイナンバーカードが必要であり、仮にデジタル資格者証を原本としたとしても、紙媒体による認定特定行為業務従事者認定証を完全に廃止することは困難であると考えている。

# 介護職員等が行う医行為及び法定研修・制度の内容について

## 実施可能な行為

- たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
- 経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）

## 介護職員等の範囲

- 介護福祉士
- 介護福祉士以外の介護職員等  
※一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定

## 登録研修機関

- たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録
- 登録の要件
  - ☆喀痰吸引等研修を行うこと（※）
  - ☆医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事
  - ☆研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合等

### （※）喀痰吸引等研修の内容（次項参照）

- ・講義＋演習＋実地研修で構成
- ・対象者を特定せずたんの吸引等を行う場合と、特定する場合、実施する行為を限定する場合によって研修内容が異なる
- ・介護職員等については、研修受講後、都道府県より「認定証」を交付

（介護福祉士の場合は、実地研修まで修了した行為について介護福祉士登録証に記載される）

## 登録事業者

- 自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録  
＜事業者種別＞
  - ・登録喀痰吸引等事業者：介護福祉士に喀痰吸引等を行わせる事業者
  - ・登録特定行為事業者：介護職員等（認定特定行為業務従事者認定証を受けた者）に喀痰吸引等を行わせる事業者
- 登録の要件
  - ☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保
  - ☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置等
- ＜対象となる施設・事業所等の例＞
  - ・介護関係施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等）
  - ・障害者支援施設等（生活介護、グループホーム等）
  - ・在宅（訪問介護、重度訪問介護（移動中や外出先を含む）等）
  - ・特別支援学校

## 実施時期

- 平成24年4月1日施行  
（介護福祉士については平成28年4月1日施行。ただし、それ以前であっても、一定の研修を受ければ実施可能。）

# 介護職員等が行う医行為及び法定研修・制度の内容について

## 喀痰吸引等研修 ～研修課程～

61 喀痰吸引等 研修	不 特 定 多 数	<b>第1号研修</b> 喀痰吸引及び経管栄養について、対象となる行為のすべてを行う 類型	基本研修 講義 50H + 各行為のシュミレーター演習	+	実地研修
		<b>第2号研修</b> 喀痰吸引及び経管栄養のうち実地研修を終了した行為について行う 類型	基本研修 講義 50H + 各行為のシュミレーター演習	+	実地研修 (各行為のいずれかを実施)
	特 定 の 者	<b>第3号研修</b> 実地研修を重視した 類型	基本研修 講義及び演習 9H ※重度訪問介護従事者養成研修と併せて行う場合には、20.5時間	+	実地研修 ※特定の者に対する必要な行為についてのみ実施。

# 制度（喀痰吸引等）の全体像〔概要〕

## 都道府県

（主な業務）

- 研修機関の登録・指導監督
- 事業者の登録・指導監督
- 『認定特定行為業務従事者認定証』の交付
- 研修の実施 等

### 「登録基準」

- ・医療関係者との連携
- ・介護福祉士の「実地研修」
- ・安全確保措置を満たしていることが条件

### 「登録基準」

- ・適正な研修実施を満たしていることが条件

## 登録研修機関

### 『喀痰吸引等研修』

講義 + 演習 + 実地研修

※ 3パターン

- ・1号研修：不特定多数
- ・2号研修：不特定多数（注）
- ・3号研修：特定の者

（注）各行為のいずれかの実地研修を修了。

※登録事業者や養成施設も登録研修機関になりうる。

### ※研修受講

→「認定証」交付  
→事業者に勤務

### ※養成課程修了

→国家試験合格  
→事業者に勤務

## 登録事業者

○登録喀痰吸引等事業者（H28年度～）

○登録特定行為事業者（H24年度～）

※医療機関は対象外

※介護福祉士が「実地研修」を修了していない場合は「実地研修」を実施

## 介護職員

○認定特定行為業務従事者  
（介護職員等であって、喀痰吸引等の業務の登録認定を受けた従事者）

○介護福祉士（H28年度～）

## 連携体制

医師

看護師

- ・医師の指示 ・看護職員との連携、役割分担
- ・「計画書」・「報告書」作成
- ・対象者本人や家族への説明と同意 等

介護職員

## 喀痰吸引等の提供

対象者

- 喀痰吸引  
（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
- 経管栄養  
（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）

## 介護福祉士養成施設

### 『医療的ケア』（喀痰吸引等）

講義 + 演習（+実地研修）を養成課程の中で実施

62



# 介護職員等が行う医行為に係る資格取得者の推移

- 認定特定行為業務従事者認定証件数は、約34.5万件となっている。（令和7年4月1日時点）

## 〈認定特定行為業務従事者認定証件数の推移〉 ※累計

単位：万件

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
25.3	26.3	28.9	33.0	34.5

63

※各年度4月1日時点の認定状況（件数については精査中）

※厚生労働省社会・援護局福祉基盤課において、各都道府県からの報告数を取りまとめたもの。

※制度施行前から喀痰吸引等を行うことが認められていた者の認定特定行為業務従事者認定証件数が18.6万件となっており、合計すると53.1万件となる。

# (参考) 認定特定行為業務従事者認定証の申請に係る参考様式

・厚生労働省から各都道府県へ参考様式として示しているものの例

(様式4-1)

(表面)

## 認定特定行為業務従事者認定証

(省令別表第一号、第二号研修修了者)

本籍地

氏名

生年月日

登録年月日

登録番号

特定行為種別

上記の者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第3条に定める認定特定行為業務従事者であることを証明する。

年 月 日

△△△県知事

(裏面)

(注意)

- 1) この認定証は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- 2) この認定証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- 3) この認定証は新たな認定証の交付をうけたとき、資格を失ったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

(様式5-1)

受付番号

年 月 日

知事 殿

## 認定特定行為業務従事者認定証 交付申請書 (省令別表第一号、第二号研修修了者対象)

社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条に定める認定特定行為業務従事者の認定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名		性 別	男 ・ 女
	本籍地			
	住所	(郵便番号 - ) 都 道 市 区 府 県 町 村		
	電話番号			
研修機関名	研修機関名	(郵便番号 - ) 都 道 市 区 府 県 町 村		
	研修機関所在地	(ビルの名称等)		
		認定を受けようとする特定行為	研修修了年月日/ 修了証明書番号	
		1. 口腔内の喀痰吸引	年 月 日/	
		※ 口腔内の喀痰吸引 (人工呼吸器装着者)	年 月 日/	
		2. 鼻腔内の喀痰吸引	年 月 日/	
		※ 鼻腔内の喀痰吸引 (人工呼吸器装着者)	年 月 日/	
		3. 気管カニューレ内部の喀痰吸引	年 月 日/	
		※ 気管カニューレ内部の喀痰吸引 (人工呼吸器装着者)	年 月 日/	
		4. 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	年 月 日/	
		5. 経鼻経管栄養	年 月 日/	

- 備考1 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第三号研修（特定の者対象の研修）を受講した方は様式5-2により申請してください。
- 2 「受付番号」欄には記載しないでください。
  - 3 「本籍地」について外国籍の場合は、その国籍を記載してください。
  - 4 認定を受けようとする特定行為に「○」を記載してください。  
※人工呼吸器装着者への喀痰吸引に関する演習、実習を修了した者については、その他の特定行為と同様に研修修了年月日、修了証明書番号を記載してください。
  - 5 下記に記載する添付資料を合わせて提出ください。

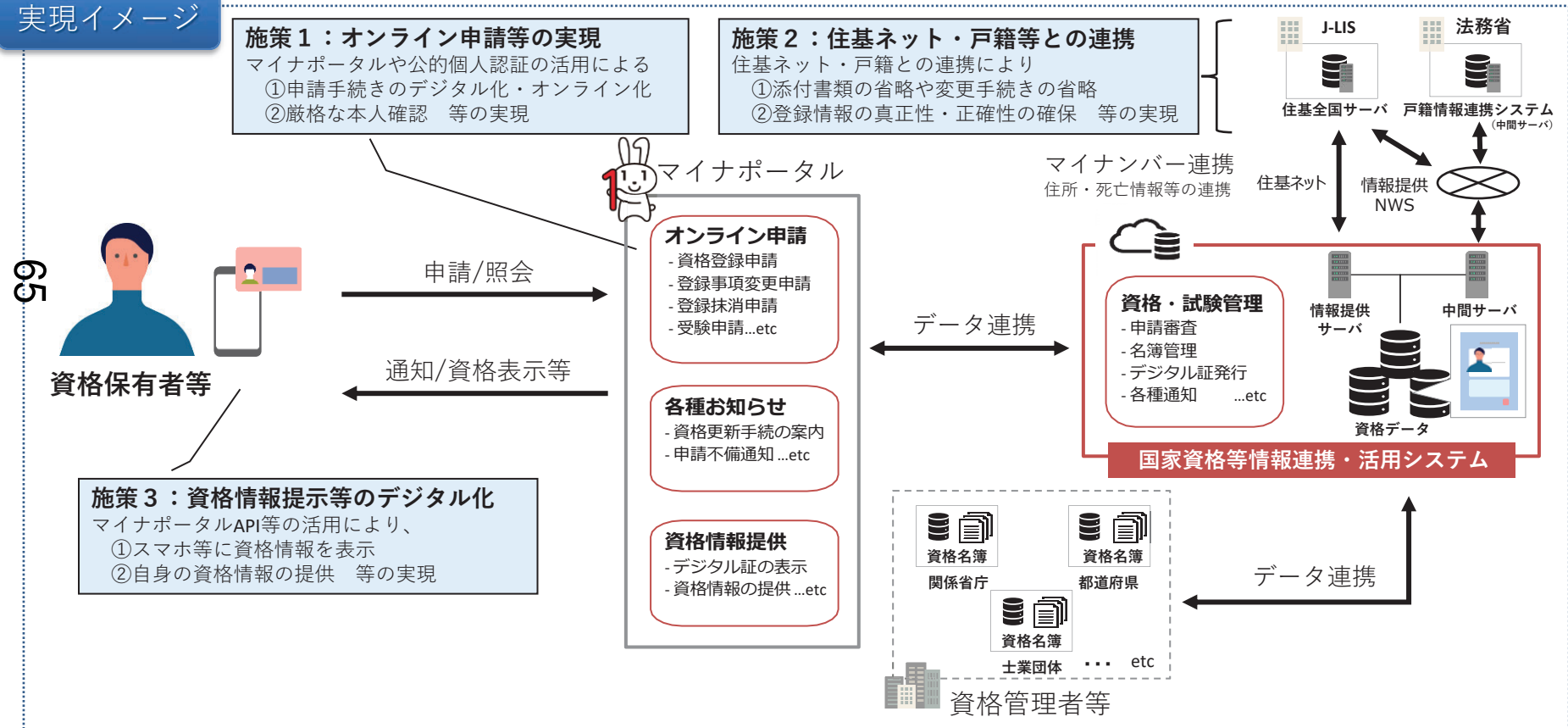
添付書類

- 1 住民票（写）
- 2 申請者が附則第4条の第3号各号に該当しないことを誓約する書面
- 3 喀痰吸引等研修の修了証明書

# 国家資格オンライン・デジタル化のシステム構成図

- 本施策は、現行では紙媒体を前提に運用されている多くの国家資格関係事務に対して、マイナンバー制度の活用により、各種申請手続のオンライン化や資格情報の連携などのデジタル化を推進するもの。

## 実現イメージ



## デジタル資格者証

国家資格システムでは、「デジタル資格者証」の発行が可能となります。デジタル資格者証は国家資格システムが保有する名簿情報をもとに発行され、申請者が当該資格情報を有することを確認することが可能です。当該資格者証には電子署名を付与することで、改ざん検知が可能な仕組みを有しております。なお、デジタル資格者証はPDF形式で発行され、主な用途としては印刷して利用いただくことを想定しております。

デジタル資格者証のイメージおよび掲載項目は以下のとおりとなります。

#	構成要素	記載形式	備考
①	資格名称	〇〇資格証	-
②	氏名	苗字 氏名	-
③	生年月日	yyyy/mm/dd	-
④	登録番号	第000000000号	桁数等は資格依存
⑤	発行日/登録日/交付日	yyyy/mm/dd	-
⑥	QRコード	-	検証用
⑦	交付機関/者名	-	1点のみ記載
⑧	本人写真	-	顔写真ありの場合のレイアウトも準備予定
⑨	その他項目	-	上記以外で掲載項目が必要な場合、資格証の裏面に表示

### 【デジタル資格者証イメージ】

**① 介護福祉士資格証**

氏名 **② 山田 花子**

生年月日 **③** 1980/01/01  
Date of birth

---

登録番号 **④** 88888  
No

登録年月日 2024/03/05  
Date of registration

発行年月日 **⑤** 2024/03/06  
Date of issue

訂正・変更年月日 2024/03/06  
Date of correction

**⑥**



※デジタル資格者証はマイナポータルから資格者本人がダウンロード可能となります。また、表示項目においては名簿情報に登録された氏名が表示されます(そのため、旧姓”表記”には対応いたしません)。また、出力項目は各資格管理団体に設定いただくこととなります。(資格者本人の希望に沿って可変とはできません)

(デジタル庁HPより)

## 参照条文①

○社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）（抄）

附則

（認定特定行為業務従事者に係る特例）

第十条 介護の業務に従事する者（介護福祉士を除く。次条第二項において同じ。）のうち、同条第一項の認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者（以下「認定特定行為業務従事者」という。）は、当分の間、保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、医師の指示の下に、特定行為（喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した次条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に応じた厚生労働省令で定める行為をいう。以下同じ。）を行うことを業とすることができる。ただし、次条第四項の規定により特定行為の業務の停止を命ぜられている者については、この限りでない。

2 認定特定行為業務従事者は、特定行為の業務を行うに当たっては、医師、看護師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。

第十一条 認定特定行為業務従事者認定証は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が交付する。

2 認定特定行為業務従事者認定証は、介護の業務に従事する者に対して認定特定行為業務従事者となるのに必要な知識及び技能を修得させるため、都道府県知事又はその登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）が行う研修（以下「喀痰吸引等研修」という。）の課程を修了したと都道府県知事が認定した者でなければ、その交付を受けることができない。

3 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、認定特定行為業務従事者認定証の交付を行わないことができる。

67 心身の故障により特定行為の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

三 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 第四十二条第二項において準用する第三十二条第一項第二号又は第二項の規定により介護福祉士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五 次項の規定により認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ぜられ、その日から二年を経過しない者

4 都道府県知事は、認定特定行為業務従事者が次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めて特定行為の業務を停止し、又はその認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることができる。この場合において、当該処分の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

一 前項各号（第五号を除く。）のいずれかに該当するに至つた場合

二 前号に該当する場合を除くほか、特定行為の業務に関し不正の行為があつた場合

三 虚偽又は不正の事実に基づいて認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた場合

5 前各項に定めるもののほか、認定特定行為業務従事者認定証の交付、再交付及び返納、第二項の都道府県知事の認定その他認定特定行為業務従事者に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（認定特定行為業務従事者認定証の交付事務の委託）

第十二条 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前条に規定する認定特定行為業務従事者認定証に関する事務（認定特定行為業務従事者認定証の返納に係る事務その他政令で定める事務を除く。次項において「認定証交付事務」という。）の全部又は一部を登録研修機関に委託することができる。

2 前項の規定により認定証交付事務の委託を受けた登録研修機関の役員（法人でない登録研修機関にあつては、前条第二項の登録（次条から附則第十六条まで並びに附則第二十三条、第二十四条及び第二十六条において「登録」という。）を受けた者）若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託に係る認定証交付事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

## 参照条文②

○社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）（抄）

附則

（認定特定行為業務従事者認定証の交付の申請）

第五条 法附則第十一条第一項の認定特定行為業務従事者認定証（以下「認定特定行為業務従事者認定証」という。）の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、附則第十三条第三号の喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類及び住民票の写しを添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名及び生年月日
- 二 喀痰吸引等研修を修了した特定行為
- 三 その他必要な事項

（法附則第十一条第三項第一号の厚生労働省令で定める者）

第五条の二 法附則第十一条第三項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により特定行為の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（認定特定行為業務従事者認定証の記載事項）

第六条 認定特定行為業務従事者認定証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 法附則第十条第一項に規定する認定特定行為業務従事者（以下「認定特定行為業務従事者」という。）の氏名及び生年月日
- 二 認定特定行為業務従事者が行う特定行為
- 三 その他必要な事項

（変更の届出）

第七条 認定特定行為業務従事者は、附則第五条各号に掲げる事項に変更があつたときは、認定特定行為業務従事者認定証を交付した都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

（認定特定行為業務従事者認定証の再交付の申請等）

第八条 認定特定行為業務従事者は、認定特定行為業務従事者認定証を汚損し、又は失つたときは、遅滞なく、再交付申請書を、汚損した場合にあつては、当該認定特定行為業務従事者認定証を添えて、これを認定特定行為業務従事者認定証を交付した都道府県知事に提出しなければならない。

2 認定特定行為業務従事者は、前項の申請をした後、失つた認定特定行為業務従事者認定証を発見したときは、速やかにこれを認定特定行為業務従事者認定証を交付した都道府県知事に返納しなければならない。

（死亡等の届出）

第八条の二 認定特定行為業務従事者が次のいずれかに該当するに至つた場合には、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合 戸籍法に規定する届出義務者
- 二 法附則第十一条第三項第一号に該当するに至つた場合 当該認定特定行為業務従事者又は同居の親族若しくは法定代理人
- 三 法附則第十一条第三項第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた場合 当該認定特定行為業務従事者又は法定代理人

2 前項の届出（同項第一号に掲げる者による届出に限る。）には、認定特定行為業務従事者認定証を添付しなければならない。

## 参照条文③

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（抄）

（利用範囲）

第九条 別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の当該各項の下欄に掲げる事務の全部若しくは一部を行うこととされている者又は当該事務に準ずる事務（個別の法律の規定に基づく事務を除き、当該事務の性質が同表の当該各項の下欄に掲げる事務と同一であることその他政令で定める基準に適合する事務に限る。）として主務省令で定めるもの（以下この項において「準法定事務」という。）を処理する者として主務省令で定めるもの（第十九条第八号において「準法定事務処理者」という。）がある場合にあつては、その者を含む。第四項において同じ。）は、同表の当該各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。同号において同じ。）の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2～6（略）

別表（第九条関係）

81～八十六（略）	
八十七 厚生労働大臣	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）による社会福祉士又は介護福祉士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十八～百三十七（略）	